

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容													
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									民間支援団体に対する援助
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
都道府県	市区町村																
佐賀県	佐賀市	佐賀市犯罪被害者等支援条例	平成29年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	
佐賀県	唐津市	唐津市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	
佐賀県	鳥栖市	鳥栖市犯罪被害者等支援条例	平成29年10月1日	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	
佐賀県	多久市	多久市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	
佐賀県	伊万里市	伊万里市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	
佐賀県	武雄市	武雄市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	
佐賀県	鹿島市	鹿島市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-	
佐賀県	小城市	小城市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	
佐賀県	嬉野市	嬉野市犯罪被害者等支援条例	平成28年4月1日	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	
佐賀県	神埼市	神埼市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	
佐賀県	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	
佐賀県	基山町	基山町犯罪被害者等支援条例	平成28年10月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	
佐賀県	上峰町	上峰町犯罪被害者等支援条例	平成28年10月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	
佐賀県	みやき町	みやき町犯罪被害者等支援条例	平成28年7月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	
佐賀県	玄海町	玄海町犯罪被害者等支援条例	平成28年10月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	
佐賀県	有田町	有田町犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	
佐賀県	大町町	大町町犯罪被害者等支援条例	平成28年10月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	
佐賀県	江北町	江北町犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	
佐賀県	白石町	白石町犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	
佐賀県	太良町	太良町犯罪被害者等支援条例	平成28年10月1日	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。